

皆さんおはようございます。今定例会議もどうぞよろしく願いいたします。

11月定例会議の開会にあたりまして、所信を述べさせていただきます前に、琵琶湖の水位についてご説明いたします。

琵琶湖の水位につきましては、11月17日にマイナス65センチを下回り、滋賀県水位低下連絡調整会議を設置し、影響把握のため調査を進めているところです。

現在の水位はマイナス68センチでございます。今後も水位低下が懸念されることから、状況の注視を行ってまいります。

それでは、初めに、新型コロナウイルス感染症の状況等について申し上げます。

8月には全国で一日あたり2万5千人、県内でも200人を超えていた新規陽性者数は、10月6日以降、一桁で推移しており、11月1日には、約4カ月ぶりにゼロとなりましたほか、直近で8日連続で新規陽性者数がゼロとなるなど、おかげさまで落ち着いた状況が続いております。

こうした状況を踏まえ、10月29日には「コロナとのつきあい方滋賀プラン」のステージを、約1年ぶりに、ステージIの『滋賀らしい生活三方よしステージ』に引き下げました。

状況が落ち着いておりますこの間に、次なる波に向け、体制をしっかりと構築してまいります。

具体的には、ピーク時に入院450名、宿泊療養施設500名、自宅療養2,600名、合計で最大3,550名の療養が可能となる体制を構築してまいります。

また、臨時の医療施設を「滋賀県安心ケアステーション」といたしまして30床確保するとともに、自宅療養者の健康観察・治療体制につきましても一層の強化を図りますほか、国の分科会で示された新たなレベル分類の考え方を踏まえ、11月25日の滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議におきまして、これまでの4段階のステージから5段階のレベル分類に、本県の判断指標を見直すことといたしました。

これまで用いてまいりました指標のうち、最大確保病床の使用率や人口10万人当たりの全療養者数などを用いるとともに、「予測ツール」に基づく3週間後の病床数についても判断指標の一つとして用いることとしており、こういった指標を中心に、総合的に判断してまいりたいと考えております。

ちなみに現在の本県のレベルはレベルゼロであることを確認しております。ただ、ここにまいりまして新たな変異株オミクロン株の出現が報告され、世界的な拡がりも懸念される状況であり、感染動向につきましては今後も警戒が必要であると考えております。

今後の再拡大に備えているところではございますが、並行して、社会、経済などの回復に関しましても、しっかり取り組んでいく必要があります。

11月15日に公表されました7月から9月期の実質GDP成長率は2四半期ぶりのマイナスとなり、名目GDP成長率も3四半期連続のマイナスとなりました。

景況感といたしましては緩やかに持ち直しているとされておりますものの、まだまだ厳しい状況が浮き彫りになったものと考えております。

プレミアム付きデジタル商品券等により消費喚起を図りますとともに、飲食店の安心・安全店舗認証や、ワクチン・検査パッケージの技術実証など、できる限り感染を抑えながら社会経済文化活動の両立を目指してまいりたいと考えております。

特に、観光につきましては、大きな影響を受けていることから、教育旅行の誘致や、「今こそ滋賀を旅しよう！」宿泊周遊キャンペーン事業、Go To トラベル等により、観光需要の早期回復を目指してまいります。

さらに、観光振興ビジョン改定を1年前倒しし、価値観やライフスタイルの変化に合わせ、新たな観光ニーズを踏まえながら、体験・体感を重視した滋賀らしいツーリズムを『シガリズム』として推進してまいりたいと考えております。

続きまして、高等専門学校の設置について申し上げます。

我が国、そして世界は、デジタル・トランスフォーメーションの活発化、気候変動やコロナの拡大に伴う産業構造の転換など、かつて経験したことのないような未知の変化の真ただ中にあります。

次代の滋賀とその産業を支えるためには、課題を自ら発見し、技術を用いて協働で新たな価値を生み出すことにより、時代に合わせてしなやかに変わり続け行動することができる人材が不可欠であり、そのための学びの選択肢を拡げることが求められております。

これまで、高等専門学校の設置に関し、県内の中学生や産業界のニーズ調査を行い、有識者懇話会においてご意見を伺いながら、育成すべき人材像、学びの方向性、学校規模、設置主体等について検討を重ねてまいりました。

それを踏まえまして、今般、価値創造力と専門性、実践力を兼ね備えた高等専門人材の育成を目的として、滋賀県初となる高等専門学校を、早ければ令和9年度にも、県が設置するべきと判断したところでございます。

今後は、令和の時代にふさわしい滋賀らしい高等専門学校として、情報技術をベースに工学を掛け合わせた新たな学びを提供することにより、産業構造や地域社会の変化を見据え、すべての人と地球を支える技術を磨く学校となるよ

う、設置に向けた取り組みを順次進めてまいりたいと存じます。

次に、本県にふさわしい税制のあり方の検討について申し上げます。

去る 11 月 19 日に第 12 回滋賀県税制審議会が開催され、2 点ご議論いただきました。

1 点目は、「CO2 ネットゼロ社会づくりのための税制について」であります。

11 月 13 日には、COP26 で「グラスゴー気候合意」が採択され、世界の気温上昇を産業革命前から 1.5 度に抑える努力を追求することなどが盛り込まれました。

こうした状況も踏まえつつ、国の炭素税導入検討につきましても、導入される際には適切な地方配分を求めること、本県独自の取組につきましても、先行的・積極的な取組にインセンティブを付与するため、税制上の必要な措置について継続的に検討することなどのご意見をいただいたところです。

1 月には答申いただくこととなりますが、これも踏まえ、「CO2 ネットゼロ」の実現に向けて、様々な対策を積極的に検討し、発信し、速やかに実行に移してまいりたいと考えております。

2 点目は、「地域公共交通を支えるための税制の導入可能性について」であります。

4 月に頂きました「滋賀にふさわしい税制のあり方」についての答申の中では、「子どもから高齢者まで、また障害のある方もない方も、誰でもいつでも利用できる地域公共交通は、利用者のみならず、地域のみんなで支えるべきもの」とのご指摘を頂いたところです。

これを踏まえ、地域公共交通を支えるための財源確保の一つの手段として、

新たな税制の可能性を検討するため、今般、諮問を行いました。

令和5年度に見直し予定の滋賀交通ビジョンや、税制の議論、県と市町の役割分担を踏まえて、仮に新たな税負担を求める場合に、どのような方法があるのか等についてご議論頂いたところです。

来年度当初には答申を頂く予定でございますが、仮に導入可能性があるとの答申を頂いた場合は、滋賀交通ビジョンの見直しと並行いたしまして、「地域公共交通を支えるための税制」について、丁寧かつ謙虚に議論を進めてまいりたいと考えております。

税は民主主義の根幹であり、負担のあり方の検討は、しっかりと議論を積み重ねていく必要があります。税の議論を通じ、より良き自治を追求することで、本当の意味での「健康しが」の実現にもつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、第18回世界湖沼会議について申し上げます。

今回の世界湖沼会議は、メキシコ・グアナファト大学、グアナファト州政府とILECの主催により、11月9日から11日までの3日間、世界58カ国、約千名の参加のもと、オンラインにより開催されました。

開会式では、私から、「湖沼は、地球環境の状態を我々に知らせてくれる窓であり、また人々の暮らしのあり方を映し出す鏡でもある」ことを伝え、湖沼保全を通じてSDGsの達成に貢献することを訴えました。

この内容は、閉会式で採択された「グアナファト宣言」にも盛り込まれ、今会議の総括文書として広く世界に発信されたところです。

また、県内で活動する大学生などの若い世代が中心となって、琵琶湖での取組や、マザーレイクゴールズ・MLGsを紹介する『滋賀セッション』が開催され、滋賀県の取組や若者による琵琶湖保全活動について発表を行うとともに、

世界中の参加者との意見交換が行われました。

富田議長からもMLGsの推進に向けてのメッセージを頂き、海外の多くの参加者からも、高い関心をもって受け止められたところです。

加えまして、高校生による分科会では、彦根東高校および守山高校の生徒が琵琶湖環境保全の取組について英語で発表するとともに、現地メキシコの高校生と意見交換が行われました。

様々な分野や世代の方々、特に、琵琶湖の未来を担う多くの若い世代の方々に参加いただけたことは、大変心強く感じております。

今回の会議で得られた知見や経験を今後の施策やMLGsの推進に活かしながら、世界の湖沼環境保全をリードする存在として、「人と湖沼の共生」を通じてのSDGs達成への貢献を、これからも世界に向けて訴えてまいりたいと考えております。

次に、県立病院の次期中期計画について申し上げます。

県立3病院は、県民の皆様の命を守り、健康を支える拠点として、安全で質の高い医療の提供に努めておりますが、コロナ禍もございまして、現在の病院経営は厳しい状況が続いています。

このため、令和4年度からの次期中期計画期間の4年間は、次の3つの方向性により、県民が望む最適な医療の提供と、病院経営の健全化の両立を目指してまいります。

1点目は、医療機能の充実です。

総合病院におきましては、引き続き、都道府県がん診療連携拠点病院として、診療機能の充実、県内がん医療の均てん化と質の向上に努めるとともに、コロナをはじめとする新興感染症への対応、救急医療提供体制の強化や急性期に特

化した病棟再編などにより、急性期医療機関としての強みを発揮しながら、地域の医療に貢献してまいります。

小児保健医療センターでは、高度専門医療の充実を図り、小児医療・保健サービスの拠点として、また、精神医療センターでは、子どもたちの専門医の育成など新たな取組も進め、精神医療の拠点として、それぞれの機能を引き続き担ってまいります。

方向性の2点目は、経営の健全化であります。

医療の持続的・安定的な提供のためには、現在の厳しい経営状況にしっかり向き合い、経営の健全化に向けて不断に取り組んでいく必要があります。

中でも、令和7年1月に予定しております総合病院と小児保健医療センターの統合は、医療面の充実に加え、経営効率の向上においても絶好の機会になるものと考えており、効果の最大化が図れるよう、具体的な検討・準備を進めてまいります。

方向性の3点目は、小児保健医療センター再整備事業の見直しです。

小児保健医療センターの再整備につきましては、平成27年度以降、関係者の皆さんとも思いを共有しながら、事業を進めてまいりましたが、現在の病院経営の状況や、センターを取り巻く状況変化を踏まえますと、現計画のまま進捗を図ることは困難であるとの判断に至りました。

医療・福祉・教育の一体的整備や、入院環境の向上など、これまで目指してきた大きな方向性は堅持しつつ、医療資源の集約化・最適化の観点から、来年度から2年かけて施設整備計画の再検討を行うとともに、経営の立て直しを進めてまいります。

また、これら3点に加えまして、公営企業として県立病院を運営する中で、顕在化してきている様々な課題に迅速かつ柔軟に対応できるよう、来年度、外部の専門家も交え、今後の経営形態のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

コロナ対応では、県立病院に対する期待の大きさを改めて感じたところであり、今後とも、県民が望む最適な医療の提供と、持続可能な経営基盤の確立に向け、また決算特別委員長の先ほどのご報告にもありました、県民のご理解が得られるよう精一杯取り組んでまいりたいと存じます

それでは、提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございます。

議第159号は、一般会計の補正予算案でございます。コロナへの対応といたしまして、滋賀県安心ケアステーションの開設や事業継続支援金の増額など、引き続き、時期を逸することなく必要な施策を講じるための経費のほか、琵琶湖文化館の整備にかかるPFIアドバイザー業務など、年度内に緊急に処理を要する経費の増額などを行うため、総額で12億3,267万9千円の増額補正を行おうとするものでございます。

議第160号はモーターボート競走事業会計の補正予算案でございます。開催収益の増などにより、増額補正を行おうとするもの

議第161号は琵琶湖流域下水道事業会計の補正予算案でございます。指定管理者の指定に伴い、債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございます。

議第162号は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅認定手数料の改定等を行うため、

議第 163 号は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正等に伴い、新たにクロスボウ所持の許可申請に係る審査手数料の設定等を行うため

議第 164 号は、都市計画法施行令の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、それぞれ改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第 165 号は、契約の締結について、

議第 166 号は、契約の変更について、

議第 167 号は、財産の取得について、

議第 168 号は、訴訟の提起について、

議第 169 号は、損害賠償の額を定めることについて、

議第 170 号から議第 174 号までは、指定管理者の指定についてそれぞれ、議決を求めようとするものでございます。

議第 175 号は、道路公社が行う琵琶湖大橋有料道路事業の変更に同意することについて、議決を求めようとするものでございます。

琵琶湖大橋有料道路につきましては、E T C 設置、直近区間の 4 車線化や橋梁の耐震対策を進めているところでございますが、事業進捗による工事の追加・見直しに伴い、事業費の増加および料金徴収期間の延長が必要となりましたため、県民の皆様、利用者の皆様には大変なご負担をおかけすることとなりますが、利便性・安全性の向上に努めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議第 176 号は、令和 4 年度において発売する当せん金付証票の発売総額について、議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

最後に、職員の給与改定について少し述べさせていただきます。

さる10月11日に人事委員会より今年度の12月期より期末手当を0.15月引き下げて年間4.3月とすることとする「職員の給与に関する報告および勧告」がございました。

一方で、国家公務員の給与につきましては、人事院勧告制度を尊重しつつも、経済対策等、政府全体の取組との関連を考慮した結果、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるものの、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うこととされたところであります。

本県といたしましても、人事委員会勧告は尊重すべきという立場、および、国家公務員との均衡の観点から、同様の対応を基本に、今後、職員団体とも話し合いをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

ご静聴ありがとうございました。